

平成29年2月20日

平成30年度
税制改正に関する要望書

全国青年税理士連盟

はじめに

税理士法第 1 条の使命条項において、税理士は、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼に応えることを規定している。

納税者の信頼に応えるためには手続面や計算面において、その手腕を振るうことは重要ではあるが、それでは個別の納税者の信頼には応えられても、納税者全体の信頼に応えたことにはならない。納税者全体の信頼に応えるためには、税理士は積極的に租税法令の構築に携わることが求められるのである。租税法及び租税法理論に精通した税理士の集団である税理士会に対して、いわゆる建議権（税理士法第 49 条の 11）が付与されていることも、そのことを確認しているからこそ定められている。

この建議権は税理士個人に与えられているものではなく、税理士会に付与されている。そこで当該権利を有効に活用するため、日本税理士会連合会（以下、日税連とする）としては広く会員から意見の聴取を行ったうえで建議書の作成に当たるべきである。

当連盟は、国民主権・基本的人権・恒久平和を基盤とした憲法に定められた租税法主義の理念に則り、納税者の権利擁護を目指して活動しており、国民のための租税制度の改善をその目的としている。また、青年税理士の団体として、わが国の将来像を見据えた上で、「あるべき租税制度」の確立を目指している。日税連として関係各署へ建議する際には本書記載の意見やその趣旨を活かされたい。

税制に対する基本的な視点

税の基本原則と言われる「公平・中立・簡素」が必要とされるのは、税が財産権の侵害となる一方的で権力性を持つものであるため、その課税ルールに対し、主権者たる国民自身が、自ら選択した制度として真に納得するためであろう。

本意見書では、「公平・中立・簡素」からの検討を基本としつつ、特に次の 3 つの基本的な視点を重視して作成し、ここにその結果を表明することとした。

（1）国民主権にふさわしい租税制度実現～納税者の権利擁護～

国民主権にふさわしい税制を構築するためには、主権者である国民・納税者の権利を保障した立法を行うことが重要であり、そのためには、国民が自らの制度として、税制に関する議論を正しく理解し判断できる仕組みが必要である。たとえば、税制改正案についての解説を、公文書として国会審議前に公表すること、公聴会などを通じて直接的に意見を述べる機会を保障することなど、立法過程の透明化・可視化を法により強制することにより、国民が税制改正に関し意見を述べる機会を保障し、税制改正プロセスを身近なものとする仕組みである。

さらに、立法面はもとより執行面においても、納税者の権利が保障されることが、租税法主義の理念に合致する。国民主権にふさわしい税制の位置付けを明確化するため、納税者

の権利を力強く、格調高く宣言する納税者権利憲章（納税者権利基本法）を国税通則法から独立した法律として制定するとともに、国税通則法第1条（目的）に、「税務行政における公正の確保と透明性の向上」及び「納税者の権利利益の保護」の文言を盛り込むべきである。

（2）公平な税制の実現～応能負担原則～

租税立法にあたっては、憲法14条1項（法の下での平等）に要請されるように、公平に租税負担を配分することが重要である。ここでいう公平とは、主として各人の担税力に応じて課税する応能負担原則を指す。公平性が租税立法において、適正に機能することが、租税の基本的な機能である富の再分配を実現させ、近時重要視されている格差是正にも繋がるものである。また、憲法25条（生存権）の税法における要請である最低生活費非課税も、応能負担を考えるためには重要である。

しかし、現在の税制においては、たとえば、古くから問題が指摘される租税特別措置法のように、公平性を犠牲にするほどの立法目的の正当性が検証されずに既得権益化しているものや、国際競争力を理由にした法人税率引下げといった経済政策重視によるものが散見される。それどころか、特定政党の党利党略で、低所得者対策にならない消費税の複数税率導入、さらには配偶者控除の迷走など、政治判断により税制が歪められる現状は、もってのほかである。公平性を蔑ろにする状況を改め、不公平な税制は即刻是正されるべきである。

（3）わが国の将来像を踏まえたあるべき税制～青年税理士として～

担税力の尺度として、一般に所得・資産・消費の3つが挙げられる。これらのうち、所得・資産が担税力の指標として優れていることは、多くの学説も支持している。税体系を考える上では、所得を中心に資産や消費を、応能負担原則を基本として、適切に組み合わせるタックス・ミックスの視点が重要である。たとえば、逆進性のある消費税率の安易な引上げには躊躇せざるを得ないが、仮に財政規律を重視して消費税率を上げざるを得ないとするならば、法人税率の引下げは行ってはならないはずである。

もちろん、少子高齢化と人口減少、それに伴う社会保障費の増大やグローバル化、そして近年注目される格差問題などについては、青年税理士としてわが国の将来を考えるにあたり、すべて重要な問題として捉えている。税制はこうした経済事象に密接に関連しているからこそ、税収が見込める税目を安易に選択するのではなく、国民が納得できる公平性こそが重視されるべきである。

近年、格差拡大が注目されている。格差そのものは資本主義経済において、必ずしも問題とは言い切れないものの、行き過ぎた格差や格差（貧困）の固着、また、生まれながらの格差などが是正すべき問題といえる。トマ・ピケティの著書でも、行き過ぎた格差を是正するためには累進課税による税制が寄与すると実証したように、税の本来的機能の一つである富の再分配の観点からは、所得課税・資産課税の一層の累進強化を目指すべきである。

目 次

はじめに.....	1
税制に対する基本的な視点.....	1
税制改正要望項目	
【国税通則法・納税環境整備】	
1. 納税者権利憲章を制定し、かつ、国税通則法の目的規定の見直しをすること.....	5
2. 社会保障・税番号制度の利用には慎重を期すこと.....	5
【所得税】	
3. 基礎的人的控除を引き上げ、一定の所得控除を税額控除へ移行又は廃止すること.....	5
4. 不公平な税制を助長させるような分離課税は廃止すること.....	6
5. 所得税及び個人住民税の税率構造の見直しをより一層図ること.....	6
6. 年末調整制度を段階的に廃止すること.....	7
【法人税】	
7. 法人税率の安易な引下げを行わないこと.....	7
【消費税】	
8. 消費税率の引上げを行わないこと.....	7
9. 消費税の複数税率を導入しないこと.....	8
10. 現行の消費税の納税義務の判定基準を廃止すること.....	8
11. 簡易課税制度を廃止すること.....	8
12. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）を導入しないこと.....	9
【国際課税】	
13. BEPS 行動計画 12「タックスプランニングの義務的開示制度」を国内におけるタックスプランニングに拡大適用しないこと.....	9
【災害対応税制】	
14. 災害税制のさらなる充実を図ること.....	10
【共通事項・その他】	
15. 租税特別措置法は、適切に改廃すべきであること.....	10

《凡 例》

法令等の略称表示は、次による。

「通法」	国税通則法
「所法」	所得税法
「法法」	法人税法
「消法」	消費税法
「新消法」	消費税法 平成二十四年八月二十二日法律第六十八号（一部未施行） 平成二十八年三月三十一日法律第十五号（一部未施行）
「地方法」	地方税法
「新地方法」	地方税法 平成二十四年八月二十二日法律第六十九号（一部未施行）
「措法」	租税特別措置法
「震災特例法」	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
「番号法」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

税制改正要望項目

【国税通則法・納税環境整備】

1. 納税者権利憲章を制定し、かつ、国税通則法の目的規定の見直しをすること

(通法 1)

国民主権にふさわしい税制を構築していくためには、納税者の税制における権利を明確にする必要がある。OECD 加盟国をはじめ多くの国々では、納税者の権利を積極的に認め、法令上これを明記するとともに、納税者権利憲章等として文書化することで、納税者の協力を得て円滑な税務行政を実現するといった新しい税務行政の在り方にシフトしてきている。

そこで、納税者の権利を力強く、格調高く宣言する納税者権利憲章（納税者権利基本法）を国税通則法から独立した法律として制定するとともに、国税通則法第 1 条（目的）に、「税務行政における公正の確保と透明性の向上」及び「納税者の権利利益の保護」の文言を盛り込むべきである。

2. 社会保障・税番号制度の利用には慎重を期すこと

(番号法)

平成 28 年 1 月より運用が開始された社会保障・税番号制度については、事業者に対して支払調書対象者からの番号取得とともに、厳格な本人確認および高度の安全管理措置を義務付けることで、過大な負担を押し付ける運用となっている。そればかりか、個人番号カード発行は無償にも関わらず、その普及率は 1 割にも満たない状況（平成 28 年 7 月 1 日総務省資料）となっており、莫大な予算を使って発行し定着しなかった住民基本台帳カード同様、その費用対効果にも疑問が出始めている。それにもかかわらず、個人番号の利用範囲拡大に向けた動きが加速していることに問題がある。国民からはメリットを感じられず、他方で事業者には、厳重な義務を課すこの制度について、ゼロベースで見直すべきである。

【所得税】

3. 基礎的人的控除を引き上げ、一定の所得控除を税額控除へ移行又は廃止すること

(所法 73～86)

所得控除のうち、基礎的人的控除（基礎控除、扶養控除、配偶者控除）は、憲法に定める生存権に基づき、最低生活費には課税しないという考え方から控除されるものである。このことから考えると、国民の基礎的な部分を保障するための金額が年間 38 万円というのはあまりにも低い金額である。また平成 29 年度税制改正の大綱において、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が拡充されて減収となる財源の手当てとして、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用対象となる居住者の合計所得金額に制限が設けられることとなっ

た。議論の経緯から考えても政策的な意図を重視した抜本改革の先送りであり、居住者本人の所得制限は基礎的人的控除の考え方にそぐわない。そこで、配偶者控除及び配偶者特別控除における居住者の所得制限は廃止し、基礎的人的控除についてはその控除額を大幅に引き上げるべきである。

さらに、所得控除は高所得者が低所得者より多くの恩恵を受ける逆進性の問題を抱えるため、時代の流れにより必要性が薄れているものについては廃止し、税制ではなく社会保障により手当すべきものや、政策目的からなるものについては税額控除へ移行すべきである。

4. 不公平な税制を助長させるような分離課税は廃止すること

(所法 33、69、措法 8 の 2、8 の 4、8 の 5、9 の 3、31、34、37 の 10、37 の 11 の 3、37 の 11 の 4、37 の 12 の 2、41 の 14)

所得税は担税力に応じた税負担を分かち合うという総合課税を原則としているが、分離課税での課税方法は、本来負担すべき税額が、高所得者については軽減され、逆に、低所得者については本来よりも加重される場合が生じており、総じて高所得者に有利に作用することとなる。そこで、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等及び土地・建物等の譲渡所得に対する課税方法については、分離課税を廃止し、原則通り、総合課税とすべきである。

5. 所得税及び個人住民税の税率構造の見直しをより一層図ること

(所法 89、地方法 35、314 の 3)

所得税の税率は、昭和 61 年までは税率区分が 15 段階で最高税率 70%であったが、累次の税率構造の大幅な累進緩和が行われてきた。所得税には所得再分配機能の発揮が求められるところ、分離課税としている金融所得などに軽減していることもあり、高所得者における所得税負担率の累進性を喪失するとともに所得格差が拡大してきている。平成 25 年度税制改正により平成 27 年より税率区分が一つ増え 7 段階に、最高税率が 5%引き上げられ 45%になったものの、課税所得 4,000 万円超の最高税率適用対象者は納税者全体の 0.1%程度と効果は限定的であり、改正後においても所得再分配機能が十分に発揮されているとは言えない状況である。累進性の回復には、最高税率の引上げだけでなく、高い税率の適用所得を前倒しするなどのブラケット調整も含めた税率構造の見直しが不可欠である。

また、個人住民税は応益負担に基づき所得金額に関わらず一律の 10%となっているが、本来の租税の考え方からすれば、所得課税である住民税も応能負担により累進課税とすべきである。

6. 年末調整制度を段階的に廃止すること

(所法 190)

給与所得者は主権者たる納税者であるにも関わらず、現行の源泉徴収制度と年末調整制度によって課税関係が完結することから、納税者として不服申し立ての機会がなく、本来認められている権利が阻害されている要因となっている。多くの給与所得者の納税者意識が希薄なのは、給与支払者による年末調整制度により、自己が負担する税額を意識することなく、納税事務が完結してしまうことが一因である。

また、現行制度においては、給与所得者は自身の婚姻歴や家族構成、家族の収入、健康状態に至るまで勤め先である源泉徴収義務者に報告する義務があり、その精神的負担は非常に大きく、プライバシー保護の観点からも問題がある。

従って、年末調整制度は、納税者の利便性に配慮しつつ、段階的に廃止すべきである。

【法人税】

7. 法人税率の安易な引下げを行わないこと

(法法 66)

日本国憲法の命ずるところにより、税制は公平に応能負担原則に従って構築されなければならない。そのためには、所得課税や資産課税といった担税力に優れた税制に補完的に消費課税を組み合わせることが望ましいとされる。しかし、社会保障の財源不足により消費税率の引上げを国民に対し強制する状況での法人税の減税となれば、我が国の税制全体としての信頼性を損ね、さらには法人の内部留保が蓄積されやすい現状を踏まえれば、垂直的公平性への逆進性を強める結果となり、所得の再分配性の確保が難しくなる。そこで、税制における基本的な考え方である公平性、中立性を損なわないためにも、法人税率の安易な引下げは行ってはならない。

また、法人も独立した法的主体として納税義務が課されており、応能負担原則に則って超過累進税率の導入を検討することも必要である。

【消費税】

8. 消費税率の引上げを行わないこと

(消法29、地方法72の82、72の83)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に基づき、平成 26 年 4 月 1 日に消費税率の引上げがなされた。さらに平成 31 年 10 月 1 日にも消費税率の引上げが予定されており、これに伴い複数税率の適用が検討されている。

本来、応能負担原則に従って税制が構築されることが、憲法の要請する租税の公平に最も

合致することは言うまでもない。また、消費税は、所得が少ない者ほど所得に占める消費の割合が高くなるといった、いわゆる逆進性の問題を内包していることから、所得課税や資産課税といった担税力に優れた税制に補完的に組み合わせることが望ましいものである。

従って、消費税率の引上げを行うべきではない。

9. 消費税の複数税率を導入しないこと

(新消法 29、地方法 72 の 82、新地方法 72 の 83)

平成 31 年 10 月の消費税率引上げ時に予定されている複数税率の導入により、その効果として期待されている消費税の逆進性の緩和については、比較的支出額の多い富裕層に対する負担軽減となることが懸念されている。また、消費税率 10%における複数税率 8%が逆進性の緩和になるほどの効果もなく、当連盟が予てより指摘する線引きの複雑さ・曖昧さが、新たな不公平を生み出すことになり、生活に不可欠な支出を対象とせず、新聞購読料を対象とするなど、低所得者対策とは程遠い不公平な制度にしようとしていると言わざるを得ない。さらに、選挙対策という観点から特定の政党へ配慮すべく、公平性を求められるべき税制が国民の目に触れず歪められて決定された過程も含めて、大きな問題があると言わざるを得ず、導入してはならない。

10. 現行の消費税の納税義務の判定基準を廃止すること

(消法 2、9)

消費税は基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下である者については、納税義務が免除される（特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超える課税期間を除く。）が、この基準期間による判定では、当該課税期間の売上高とは無関係に納税義務の適用の有無が判断され、現在の企業規模を反映せず極めて不合理である。そこで、当該課税期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者について、配慮が必要な場合は、当該事業年度終了後に納税義務の免除を選択できる制度を創設するとともに、納税義務の免除を選択できる課税売上高を 1,000 万円から徐々に逡減すべきである。

11. 簡易課税制度を廃止すること

(消法 37)

簡易課税制度は、小規模事業者の事務処理負担等を考慮して、みなし仕入率を利用した簡易な仕入控除税額の計算方法で消費税の申告ができるように導入された制度であるが、事業区分の判断が困難であり、一概に簡易的な計算方法とは言えない状況がある。また、みなし仕入率と実際の仕入率とのかい離が大きい場合もあり、益税や損税の問題も生じている。さ

らに、簡易課税制度を選択していた事業者が、事業年度終了後に本則課税での税額のほうが少なくなった場合において、簡易課税制度の適用選択をしていることをもって、本則課税での申告・納税が認められない事態も生じている。このような場合には、本来の納税額を超える納税を強いているといえ、事業者の担税力を超えた課税となっている。そこで、当該制度を廃止し、消費者に対する消費税制度の信頼性を確保するためにも、すべての事業者が一般課税の方法により仕入控除税額を計算し納付すべき消費税額とする方法に改めるべきである。

12. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）を導入しないこと （新消法 30、57 の 2、57 の 4）

複数税率制度の導入にあたり、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が採用されるが、事業者が仕入税額控除を適用するためには、この適格請求書を保存する義務がある。適格請求書を発行できるのは登録をした課税事業者のみであり、現行制度における免税事業者は、適格請求書を発行することができない。経過措置により、一定の期間内は適格請求書を発行できない免税事業者からの課税仕入についても、一定額の仕入税額控除が認められるが、一定の期間を過ぎれば、免税事業者からの課税仕入は仕入税額控除の対象とならない。現行制度において免税事業者が認められている以上、その存在について抜本的な見直しをしないままこの制度を導入すれば、免税事業者が取引先から排除、または、仕入税額控除ができない金額に相当する額の値引きを求められる事態が想定され、公平性を欠くこととなる。事業者免税点制度を認めておきながら、免税事業者が自ら課税事業者になることを選択しなければ不利な状況に陥るような法改正はあってはならない。

また区分請求書等保存方式を含めたインボイス制度の導入により、発行者側においてはレジシステムの更新に係る費用、購入者側においては経理処理の複雑化が想定され、数多くの事業者にも多大なる負担を押し付けることになるため、複数税率と合わせてインボイス制度についても導入してはならない。

【国際課税】

13. BEPS 行動計画 12「タックスプランニングの義務的開示制度」を国内におけるタックスプランニングに拡大適用しないこと

平成 29 年度税制改正大綱において、【補論】今後の国際課税のあり方についての基本的考え方の中で「中期的に取り組むべき事項」として、義務的開示制度について制度導入の可否を検討することとされている。OECD が BEPS プロジェクトを立ち上げた趣旨は、グローバル化に伴うビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとのずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作

し、課税逃れを行っている問題（BEPS）に対処することである。当然のことながら、開示制度の適用範囲は国際的な租税回避策に限定されるべきであるが、この補論や政府税制調査会での議論及び新聞報道においてはそのような限定がなされていない。国内における租税回避策については、司法や立法で当然に手当てされるものである。

従って、プロジェクトの趣旨を逸脱し、国内における適法なタックスプランニングにまで義務的開示制度を拡大適用しないようにすべきである。

【災害対応税制】

14. 災害税制のさらなる充実を図ること

（所法 71, 72, 87, 震災特例法 5）

平成 29 年度税制改正の大綱において災害への税制上の対応に係る各種規定の整備等を行うこととされたが、さらに対応すべき点として下記が挙げられる。

まず、災害により生じた雑損失については繰越控除の制度が認められているが、収入の途が断たれている被災者については、繰越控除制度のみでは十分な支援策とはいえない。むしろ、過去の負担を緩和して、場合によっては税の還付を通じて給付をするほうが被災者の支援として適切である。そこで、被災した納税者が今後の生活の立て直しを図れるよう支援するためにも雑損失の繰戻還付制度を創設し、過去に支払った所得税を還付できるようにすべきである。

繰越控除制度に関しても、災害等の臨時突発的かつ不可抗力による担税力の喪失については、本来は期限を区切ることなく救済すべきであり、震災特例法に示された 5 年では被災者救済のためには十分な期間とはいえない。従って、繰戻還付でも控除しきれない損失については、繰越期間を無期限とし、長期にわたり被災者を救済すべきである。

また、所得控除の順序は、繰越控除等が認められる雑損控除を最初に控除するとされているが、これでは基礎控除をはじめとした本来誰しもが認められるべき諸控除が切り捨てられる結果となってしまう。従って、所得控除の順序は、まず雑損控除以外の諸控除から行い、雑損控除は最後に行うべきである。

【共通事項・その他】

15. 租税特別措置法は、適切に改廃すべきであること

（措法 26、67、措法 70 の 2 の 2、措法 70 の 2 の 3）

現在、「経済政策」の名のもとに、数多くの政策税制措置である租税特別措置法の制定が図られており、これは特定の政策目的を達成するためのものである。だが、適用対象者や業種・規模が限定され、また既得権益化されることにより、税負担の公平性を損ない、税制をいたずらに複雑化させる要因となっている。

たとえば、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」及び「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」等は税の持つ所得再分配機能を阻害し、経済格差拡大を助長する不公平税制であり、「社会保険診療報酬の所得計算の特例」等は、時限立法であるにもかかわらず、延長を繰り返すことで恒久的なものになっており、税負担の公平性をゆがめている。

そこで、今こそ租税原則の原点に立ち返り、既存の特別措置の項目について、ゼロベースから見直し、政策目的の薄れたもの、実情に合致しなくなったもの、不公平現象が顕著なもの、特定の法人や個人だけに適用されるものについては、直ちに改廃すべきである。

平成 30 年度税制改正に関する要望書

全国青年税理士連盟 法対策部

法対策部長 妹尾 明宏（名古屋青年税理士連盟・名古屋税理士会所属）

税制対策委員長 田中 慎（近畿青年税理士連盟・近畿税理士会所属）

法対策部部員一同

全国青年税理士連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8 代々木第 10 下田ビル 7F

電話 03-3354-4162 FAX 03-3354-4095
